

患者さまへ

【重要】従来の健康保険証の「暫定的な取扱い」終了のお知らせ

従来の健康保険証はすでに有効期限が終了しておりますが、期限切れの健康保険証等を持参された場合の「暫定的な受診の取扱い」は、令和8年7月31日（金）をもって完全に終了いたします。令和8年8月1日以降は、従来の健康保険証（有効期限切れ）や「資格情報のお知らせ」のみをお持ちいただいても、窓口での保険確認が原則できなくなります。

つきましては、ご来院の際は必ず以下のいずれかをご持参いただきますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

■ 今後の受診に必ず必要なもの（いずれか1点）

マイナ保険証（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード）

資格確認書（マイナ保険証をお持ちでない方に保険者から交付される書類）

■ ご注意いただきたいこと

令和8年8月1日以降、「有効期限切れの健康保険証」または「資格情報のお知らせ」のみを持参された場合は、健康保険証を忘れた場合と同様の扱い（※一時的に全額自己負担等になる可能性がございます）となりますのでご注意ください。

何かご不明な点などありましたら総合受付にお問合せください。

確実な保険診療を行うため、皆さまのご理解と事前の準備をお願い申し上げます。

2026年7月6日

病院長